

民間社会福祉施設賠償責任保険(任意加入)のご案内

民間社会福祉施設賠償責任保険とは

施設や設備（エレベーター・エスカレーターを含みます。）の不備や欠陥または職員の業務上の管理、指導ミスおよび施設が提供した飲食物等により利用者、第三者の身体に障害を与え、または財物を損壊させた場合、施設が法律上負うべき損害賠償金や訴訟費用などを保険金としてお支払いし、円滑な施設の運営ができるようにするための保険です。

（施設所有管理者特約条項,昇降機特約条項,生産物特約条項のセット契約です。）

本制度は、神奈川県社会福祉協議会を団体保険契約者とし、各社会福祉施設などを加入対象者・記名被保険者とする団体契約です。詳しくは「補償の内容」をご参照ください。

保険期間平成 29 年 4 月 1 日（午後 4 時）～平成 30 年 4 月 1 日（午後 4 時）

保険料 ★振込 1 件につき、別途事務手数料 350 円が必要です

●年間加入の場合（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 4 月 1 日）

保険の対象者 1 名につき 360 円（年額）×加入施設・団体の定員数

※「定員数」が定められていない場合は取扱代理店（株）アレーターまでお問い合わせください。

加入申込締切日は 2 月 17 日、振込締切日は 3 月 3 日です。

●中途加入の場合（中途加入日～平成 30 年 4 月 1 日）

毎月の申込・振込締切日までに手続きをいただくことにより、翌月 1 日からの中途加入が可能です。（毎月の振込締切日までにご入金を確認できない場合は、翌月以降のご加入となります。）

中途加入日	申込締切日	振込締切日	保険料（円）
5 月 1 日	3 月 31 日	4 月 17 日	330 × 定員数
6 月 1 日	4 月 28 日	5 月 15 日	300 × 定員数
7 月 1 日	5 月 31 日	6 月 15 日	270 × 定員数
8 月 1 日	6 月 30 日	7 月 18 日	240 × 定員数
9 月 1 日	7 月 31 日	8 月 15 日	210 × 定員数
10 月 1 日	8 月 31 日	9 月 15 日	180 × 定員数
11 月 1 日	9 月 29 日	10 月 16 日	150 × 定員数
12 月 1 日	10 月 31 日	11 月 15 日	120 × 定員数
1 月 1 日	11 月 30 日	12 月 15 日	90 × 定員数
2 月 1 日	12 月 26 日	1 月 15 日	60 × 定員数
3 月 1 日	1 月 31 日	2 月 15 日	30 × 定員数

※申込締切日および振込締切日にご注意ください。

補償内容・範囲

補償内容・範囲の詳細は、別紙「補償の内容」をご確認ください。

○ 賠償の対象となる例（あくまでも一例です）

- ・ 移動中、職員の介助ミスで入居者が、バランスを崩しケガをした
- ・ 入浴介助中、職員が目を離した間に入所者が転んでケガをした
- ・ 施設の手すりが古く滑りやすく、利用者が手を滑らせてケガをした
- ・ 施設行事で施設外へ旅行中、職員が目を離した際に展示物を壊した
- ・ 利用者が、施設へ来館されている方の車に、誤ってキズを付けた
- ・ 作業中、職員の指導ミスで利用者が機械に挟まれケガをした
- ・ 利用者が作業器具運搬中に、職員の指導が不適切で転倒しケガをした
- ・ 受託している児童が、目を離した隙に一緒に遊んでいた子供にケガを負わせた
- ・ 施設で出したお弁当が原因で食中毒が起きた

○ 賠償の対象とならない例（あくまでも一例です）

- ・ 施設側に責任のない事故
- ・ 契約者または被保険者の故意
- ・ 被保険者の所有物や、使用する物が壊れたり、無くなったりした場合
- ・ 被保険者の使用人に生じてしまった事故
- ・ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- ・ 環境汚染（ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。）
- ・ 航空機、自動車、車両または、銃器の所有、使用または管理に起因する事故

支払限度額（自己負担額：1事故につき 30,000 円）

支払対象		支払限度額		
		1名につき	1事故につき	年間支払限度額
施設賠償 昇降機賠償 (施設の管理不備に起因する事故)	対人 対物 共通金額	5,000万円まで	5,000万円まで	なし
生産物賠償 (食中毒等に起因する事故)	対人 対物 共通金額	5,000万円まで	5,000万円まで	5,000万円まで

- 1事故で対人・対物賠償両方のお支払いが発生する場合には、対人・対物賠償の保険金を合算した金額に、30,000円の自己負担額が適用されます。

- 賠償責任保険によらないケガについては、別途「傷害保険（施設側の責任の有無を問いません。）」に加入することをおすすめします（保険料は全額施設負担）。詳細は、保険代理店(株)アレーターに直接お問い合わせください。

加入対象施設（加入対象者）

次に掲げる神奈川県下の民間社会福祉施設（経営の主体が民間であること）のうち、非営利団体法人が経営する施設などにかぎります。

※横浜市・川崎市内に所在する施設などは除きます。

※相模原市・横須賀市内に所在する施設などのうち、各市が包括加入している施設などは除きます。（各市が包括加入している施設などが否かは、その市の貴施設所管課にご確認ください。）

保険の被保険者（補償を受けられる方）

- ①加入対象者 ②加入対象者の役員・使用人 ③加入対象者の下請負人 ④下請負人の役員・使用人
 ※②～④については、①の業務に関するかぎりにおいて被保険者となります。

児童関係	母子生活支援施設、保育所、子育て支援センター、 病後児保育実施施設、地域育児センター	
高齢者関係	軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）、養護老人ホーム	
障害関係	障害福祉サービス （事業所）	重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、療養介護、 就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、共同生活介護、 施設入所支援、共同生活援助
	福祉ホーム	
	視聴覚障害者情報提供施設、地域活動支援センター、 地域相談支援・計画相談支援を行う事業所、 市町村の地域生活支援事業を行う事業所（うち障害者が利用する事業所）	
障害児関係	障害児 入所施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
	障害児通所 支援事業所	児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、 放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所
	障害児相談支援事業所	
その他	救護施設、授産施設、隣保事業施設（隣保館）、宿泊施設（宿所提供施設）、婦人保護施設	

加入申込み方法・事故発生時の手続き

※各書式は（福）神奈川県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードできます。
(<http://knsyk.jp/s/shiru/baiseki.html>)

加入申込み方法

- ①【加入申込書】に必要事項を記載のうえ、（福）神奈川県社会福祉協議会まで FAX にて送付ください。
- ②申込者さまあて保険料の請求書を送付しますので、所定の期日までにお振込み手続きください。
※保険加入者証が必要な場合は、保険代理店(株)アレーテ一宛てお電話・FAX 等にてご依頼ください。

事故発生時の手続き

- ①【事故発生報告書】に必要事項を記載のうえ、事故発生から14日以内に保険代理店(株)アレーテ一宛て FAX にて送付ください。
- ②保険代理店(株)アレーテ一より担当者さまあてにお電話にて、事故原因や事故発生状況、損害状況等について確認させていただきます。
(状況に合わせて、その後の手続きは保険代理店(株)アレーテ一と随時行っていただきます。)

契約内容に変更が生じた場合の手続き

- ①【変更・廃止届】に必要事項を記載のうえ、（福）神奈川県社会福祉協議会まで FAX にて送付ください。

保険契約者等

・ 保険契約者

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
(担当)福祉サービス推進部社会福祉施設・団体担当 TEL：045-311-1424
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2

・ 取扱代理店

株式会社アレーテ一 事故担当者宛 TEL：045-444-3039 FAX：045-444-3040
〒221-0044 横浜市神奈川区東神奈川 1-8-7-202
受付時間：平日の 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)

・ 引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 横浜支店営業第三課 TEL：045-201-6720
〒231-0007 横浜市中区弁天通 5-70
受付時間：平日の 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)

R002191108